

# 相談支援事業所「花」 サービス利用契約書

\_\_\_\_\_  
様（以下「利用者」という）と社会福祉法人赤城の家 相談  
支援事業所 花（以下「事業者」という）は、事業者が利用者に対して提供する  
計画相談支援について、次のとおり契約します。

## （契約の目的）

第1条 事業者は利用者がその有する能力に応じて、自立した日常生活を営む  
ために必要な障害福祉サービスが適切に利用できるよう、利用者および家族等  
の相談に応じ、各種サービスの利用援助・調整など地域生活に必要な支援を行  
います。また、必要に応じて関係諸機関等と連携を図ります。

## （契約期間）

第2条 この契約の期間は、平成 年 月 日からとします。

2 利用者が契約を解除する旨の意思表示をしない場合は、この契約は同じ  
条件で継続されることとします。

## （受給者証の提示の義務）

第3条 利用者は、サービスの利用開始および受給者証更新のたびに、事業者  
に対して受給者証を提示するものとします。

## （担当者）

第4条 事業者は、計画相談支援の担当者（以下、「担当者」という。）として、  
相談支援専門員である職員を選任し、適切な支援に努めます。

## （計画相談支援の内容）

第5条 担当者は、利用者およびその家族に面接を行い、利用者及びその家族  
のおかれている状況、利用者が希望する生活、解決すべき課題などを把握し、  
ケアマネジメントの技法を用いて、次の支援を行います。

- (1) サービス利用支援（サービス利用計画案の作成）
- (2) 継続サービス利用支援（モニタリング）

### （記録保存開示）

第6条 事業者は、利用者に対するサービスの提供に関する諸記録を作成し、5年間は適正に保存します。

- 2 利用者は、開示請求をすることにより、当該利用者に関するサービス記録を閲覧することができます。

### （秘密の保持）

第7条 事業者およびサービス従事者は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する個人情報、利用者または第三者の身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約期間中・契約終了後に関わらず、第三者に開示することはありません。

- 2 事業者は、従業員が退職した後も在職中に知り得た利用者及びその家族に関する秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じます。

3 事業者は、外部監査機関・公共機関の調査等への回答、医療機関への受診及び退所に伴う他の自立支援法事業所等への移行時については、第1項の規定にかかわらず、個人情報を用いることができるものとします。

- 4 第1項の規定にかかわらず、事業者が支払事務受託法人に自立支援給付を請求する際に利用者の個人情報を利用することができるものとします。また、事業者がセキュリティ対策を万全に行なったうえで、利用者の個人情報をオンライン処理により用いることにも同意します。

### （利用料金）

第8条 このサービス利用には、利用者の負担はありません。サービス利用計画の作成及びモニタリングにあたる自立支援給付は、事業者が利用者によって市町村から受領し、その都度領収書を発行します。

- 2 相談支援専門員が通常に対応可能区域を超える地域に訪問・出張する必要がある場合には、その旅費（実費）の支払いが必要となります。

3 他のサービスの利用にあたっての費用は、利用者の負担があります。

くじょうたいおうとう  
(苦情対応等)

第9条 利用者は提供されたサービスに関して、重要事項説明書に記載されている苦情受付窓口に対し苦情を申し立てることができます。

2 事業者は、利用者が苦情申し立てをした場合にも、利用者に不利益な対応をすることはありません。

りようしゃ かいやく  
(利用者からの解約)

第10条 利用者は、文書等で事業者に通知することにより、この契約を解約することができます。

じぎょうしゃ かいやく  
(事業者からの解約)

第11条 事業者は、利用者またはその家族がこの契約を継続し難いほどの重大な背信行為を行ったと認められる場合には、理由を記載した文章で通知することによりこの契約を解約することができます。

けいやく しゅうりょう  
(契約の終了)

第12条 本契約は、以下の場合に終了するものとします。

- (1) 事業者が解散命令を受けたとき
- (2) 事業所の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になったとき
- (3) 事業所が自立支援法の指定を取り消されたとき、または指定を辞退したとき
- (4) 第10条及び第11条に基づいて、契約が解約されたとき
- (5) 第2条に定める契約期間が終了したとき
- (6) 利用者が死亡したとき

れんらくぎ む およ きんきゆうじ えんじよ  
(連絡義務及び緊急時の援助)

だい じょう じぎょうしゃ めんせつちゆう どうこうちゆうどう りようしゃ けんこうじょうたい きゆうへん ばあい  
第13条 事業者は、面接中・同行中等で利用者の健康状態が急変した場合は、  
あらかじめ届けられた連絡先に可能な限り速やかに連絡するとともに、医師に  
れんらく と などひつよう しょち おこな  
連絡を取る等必要な処置を行います。

そんがいばいしやう  
(損害賠償)

だい じょう じぎょうしゃ ていきよう じぎょうしゃ せ き  
第14条 事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき  
じゆう りようしゃ せいめい しんたい ざいさん そんがい あた ばあい りようしゃ たい  
事由により利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、利用者に対し  
その損害を賠償します。

ほんけいやく さだ じこう  
(本契約に定めのない事項)

だい じょう りようしゃ じぎょうしゃ しんぎせいじつ けいやく りこう  
第15条 利用者および事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものと  
します。

2 この契約に定めのない事項について疑義が生じたときは、障害者自立  
しえんほう た かんけいほうれい したが りようしゃ かぞく こうけんじん じぎょうしゃ しんぎ したが  
支援法、その他の関係法令に従い、利用者・家族・後見人・事業者が信義に従  
せいじつ きやうぎ けつてい  
い誠実に協議して決定します。

さいばんかんかつ  
(裁判管轄)

だい じょう けいやく かん え そしやう ばあい りようしゃ じぎょうしゃ  
第16条 この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者および事業者  
りようしゃ じゅうしょち かんかつ さいばんしょ だいいっしんかんかつさいばんしょ あらかじ  
は利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め  
ごうい  
合意します。

いじょう けいやく しょう ほんしょ つう さくせい りようしゃ じぎょうしゃ しょめいなついでん  
以上の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者・事業者が署名捺印の  
うえ、1通ずつ保有するものとします。

へいせい ねん がつ にち  
平成 年 月 日

けいやくしゃ し めい  
契約者氏名

りようしゃ  
(利用者)

じゅうしょ  
住所

し めい  
氏名

いん  
印

こうけん にん かぞく  
(後見人または家族)

じゅうしょ  
住所

し めい  
氏名

いん  
印

じぎょうしゃ  
(事業者)

しよざい ち ぐんまけん きりゅうしに いさとまちあかぎやま  
所在地 群馬県桐生市新里町赤城山571-5

じぎょうしゃめい しゃかいふくしほうじん あかぎ いえ そうだんしえんじぎょうしよ はな  
事業者名 社会福祉法人 赤城の家 相談支援事業所 花

だいひょうしゃめい かんりしゃ えんどう けいたろう いん  
代表者名 管理者 遠藤 佳太郎 印